

診療報酬による処遇改善の現状

1. 対象施設

- ・ **全医療機関の約50%** (2022年病院看護・助産実態調査報告書：日本看護協会)
「救急医療管理加算を算定する救急搬送件数 200 件／年以上の医療機関」 「三次救急を担う医療機関」

※病院・精神科病院・クリニック・訪問看護ステーションなどは該当しない
⇒ **多くの人数が対象外となっているのが実情**

2. 補助金の申請状況 (対象施設)

- ・ 自治労の調査 ⇒ **約95%**
- ・ 日本看護協会の調査 ⇒ **約90%**

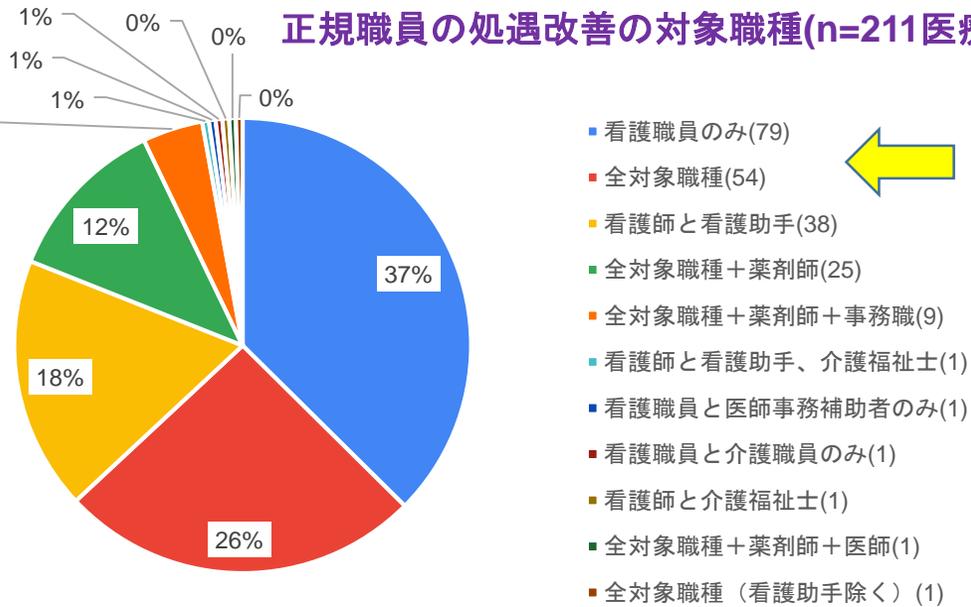
※労働組合も病院当局も積極的に取り組んだ結果といえる



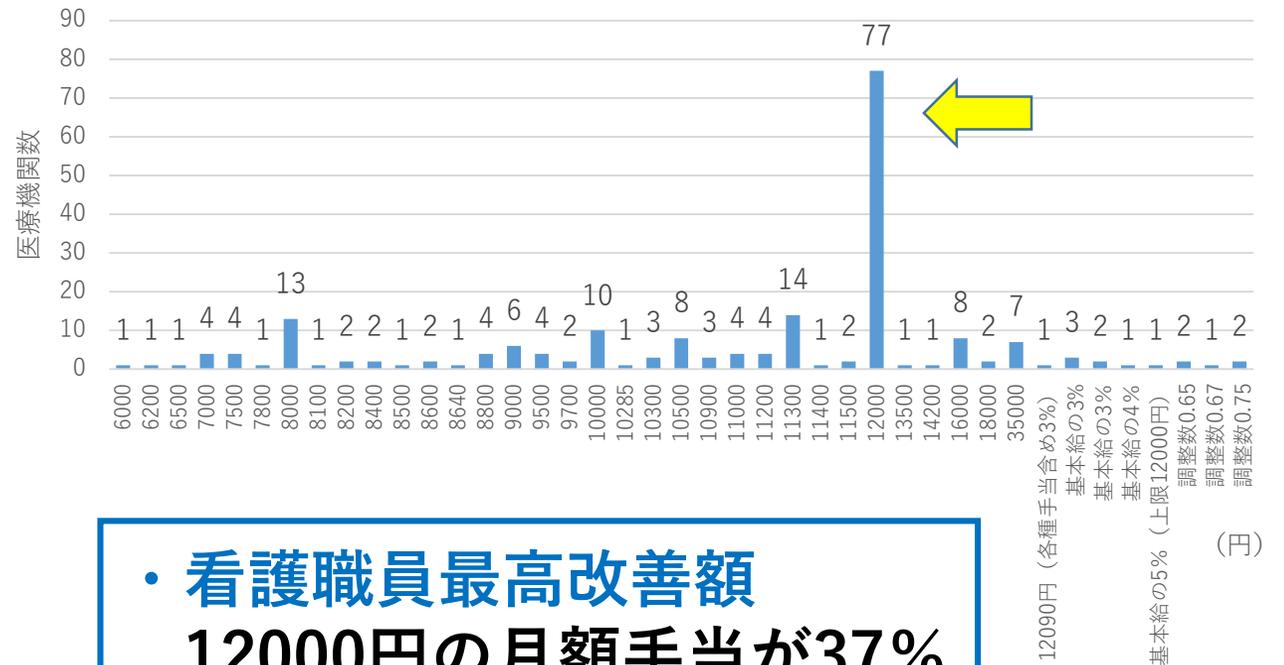
診療報酬による処遇改善の現状

3. 施設における対象職種の内訳、配分金額の内訳（自治労の調査）

正規職員の処遇改善の対象職種(n=211医療機関)



看護職員最高改善額(n=209医療機関)



対象職種
 看護職員のみが37%
 全対象職種が26%

看護職員最高改善額
 12000円の月額手当が37%
 その他はバラつきあり

12090円（各種手当含め3%）
 基本給の3%
 基本給の3%
 基本給の4%
 基本給の5%（上限12000円）
 調整数0.65
 調整数0.67
 調整数0.75
 (円)

課題

1. 施設の限定

- ・ 入口が狭い

「救急医療管理加算を算定する救急搬送件数 200 件／年以上の医療機関」 「三次救急を担う医療機関」

- ・ 対象施設以外は蚊帳の外

⇒ 関係ないとして一歩引いた目でみてしまう

⇒ 今までもコロナ禍でも、どこの職場で働いていても医療従事者としての思いは一緒・・・

例：感染症対策や行動制限など医療従事者として求められることは同じ部分が多いなど

2. 職種の限定

- ・ 薬剤師や事務員などが対象外

- ・ 施設で支給する対象職種を増やすと「看護職員等」の金額が下がる

⇒ 各施設で様々な議論となったと推測される。職種にかかわらず全体の底上げが重要である！

今後の取り組み

- すべての医療機関が対象となるように
⇒ **対象施設の拡充**
- すべての職員が対象となるように
⇒ **対象職種の拡充**
- 人事院勧告による俸給表の改善
- 施設における級別標準職務表の改善



ともに
頑張りましょう